

「貯」と「服」

——西周時代の貯積と貢納——

木 村 秀 海

はじめに

「貢」は西周金文研究史上、隸定と字訓が最も問題視されている字である。この字は多くの銘文に使用されているが、特に〈三年衛盃〉〈五祀衛鼎〉〈格伯殷〉の三銘文に使用されていることが注目を集める原因となった。というのは、この三器には土地の譲渡が記されていて、この字の訓みが分かり、銘文の正確な解釈ができる、そこから西周時代の田制や土地譲渡・売買の実態が分かると思われるからである。そのため、この字の訓みと三器銘文の解釈を試みた論文は多い。隸定と字義をめぐって各論文間で行われた論争の経緯については、既に高明「西周金文『貢』字資料整理和研究」⁽¹⁾や趙誠「二十世紀金文研究述要」の第五章第三節と第六章第七節四に詳細に紹介されているので、ここでは詳述せず、簡略に結果だけを述べよう。

貢は、「貯」と隸定することがほぼ共通認識となっていたが、近年、「賈」と隸定する説が有力になりつつある。字義については分岐が甚だしく、前者だけでも主要なものに「積」(阮元、容庚)、「予」(王国維、于省吾、黄盛璋)、

「賈、紵」（楊樹達）、「賦、租」（郭沫若）、「租、佃」（唐蘭、林甘泉）、「佃」（周瑗・龐懷清）、「賑」（戚桂宴）、「楮」（劉宗漢）などと訓む諸説がある。後者には「賈、佃」（楊樹達、李学勤）と訓む説がある⁽⁴⁾。

この實は、賈と隸定するには字形上の懸隔が大きく、貯と隸定するのが正しいと思う。また、字義の分岐が生ずるのは、貯に特殊な字義が存するためではなく、従来の銘文解釈自体に問題があったのだと思う。

このことを西周金文に見える貯の全用例の検討を通じて証明したい。併せて、この度の検討から派生して見付かる、西周時代の諸制度や法令についても言及しようと思う。本論ではこのような観点から、「貯」及び関連語の「服」を含む銘文に順次検討を加えていくことにしたい。

第一節 貯 — 予 —

① 〈齊生魯方彝〉《集成》9686（西周中期）⁽⁵⁾

佳（唯） 八年十又二月初吉丁亥。齊生魯肇貯、休多贏。佳（唯） 朕文考乙公永啓余魯。用乍（作） 朕文考乙公宝罍彝。魯其万年子子孫孫永宝用。

李学勤氏は『左伝』昭公元年の「賈而欲贏、而惡囂乎」の杜預注「言譬如商賈求贏利者」を引用し、①の銘文を齊生魯が商賈に従事して多くの利を得たので、この方彝を作ったと解し、貯を商賈の「賈」に訓む最もはつきりした証左であるとしている⁽⁶⁾。『説文解字』貝部にも「贏、賈有餘利也」とあるので、「多贏」が多くの利を得たという意味であるのは間違いないが、①の場合は、それが商賈に従事して得られた利とは思えない。

そう考える理由の第一は、「休」字の存在である。

・小臣逋鼎〈《集成》2581（西周早期）

小臣逋卽事（使）于西、休中（仲）易（錫）逋鼎、揚中（仲）皇乍（作）宝。

休は金文に多見し、例えばこの小臣逋鼎において小臣逋が西方に使者として赴いて仲から鼎を賜予され、その休善に応えてこの鼎を作っているように、王や主君・上長から賜予や称賛を得た場合に使用されるからである。

第二の理由は、次のような銘文があるからである。

② 〈散殷〉《集成》4099（西周中期）

隹（唯）八月初吉丁亥、白（伯）氏貯敷、易（錫）敷弓矢束・馬匹・貝五朋、敷用従、永揚公休。

②は、伯氏が敷に何かを売り、その代価として敷に弓矢束・馬匹・貝五朋を賜予したと前半を解した場合、敷が伯氏に臣従し、永く伯氏の休善に応えたいと誓った後半部分とは文義が繋がらない。周知のように、後半部の「易（錫）……永揚公休」は、金文に多く見られる、賜予に因えて祭器を作るといふ表現である。金文の常例から言えば、②は伯氏が敷に弓矢束・馬匹・貝五朋を賜予し、敷がこれからも伯氏に臣従し、永くその休善に応えたいと誓ったと解さねばならない。

貯は魚部端紐、賜予の予は魚部諭紐。両字は疊韻なので通用していたと考えられる。『史記』夏本紀の「帝杼」を『史記索隱』に引く「系（世）本」に「帝杼」に作っているのがその証である。

貯が予と通用し、その仮借として使用されていた場合、以前から貯の字釈に問題があると指摘されてきた〈三年衛盃〉〈五祀衛鼎〉〈匭生殷（格伯殷）〉の銘文なども当然、これで文義が通じなければならない。そのことも含め、検討を続けよう。

最初に戻って、①であるが、これは貯と予が通用するとした場合、斉生魯が賜予されたことを被動態（受動態）で

書いたものと解することができる。賜予によって斉生魯が得た利益が多かったので、それに感動し、賜予に応じて祭器を作ったのである。

③ 〈刺敗宁鼎〉《集成》2436（西周中期）

刺敗（肇）宁（貯）、用乍（作）父庚宝罍彝、奭。

④ 〈旁觶〉《集成》6508（西周早期）

旁肇貯、用乍（作）父乙宝罍彝、隹冊。

③④は①と同例の銘文であるが、これらもやはり賜予を被動態で表現したものである。賜予を記した金文には、これら以外にも被動態で表現したものがある。

・〈臣卿鼎〉《集成》2595（西周早期）

公違眚（省）自東才（在）新邑、臣卿易（錫）金、用乍（作）父乙宝彝。

・〈麦方鼎〉《集成》2706（西周早期）

佳（唯）十又二月、井（邢）侯征（延）𠄎（過）于麦、麦易（錫）赤金、用乍（作）鼎。用従井（邢）侯征

事、用郷（饗）多者（諸）友

〈臣卿鼎〉では刺が公から金（銅）の賜予を受け、〈麦方鼎〉では麦が邢侯から赤金（銅）の賜予を受け、その休善に応じて祭器を作ったことを記している。このように賜予を被動態で表現することは特例ではなく、金文一般に見受けられることである。

⑤ 〈頰方彝〉《集成》9392（西周早期）

頰啓（肇）卿（合）宁（貯）百生（姓）、揚用乍（作）高文考父癸宝罍彝、用申文考刺（烈）、余其万年穉孫

子宝、爻。

⑤は一見すると、頰が百生(姓)に賜予したように見えるが、頰は百生(姓)即ち百官に賜予し得るような高位高官とは思えない。後半部に「揚」とあることから分かるように、頰は賜予を受け、それに応えて父癸を祭祀する祭器を作っているのである。

・へ士上卣〉《集成》5421・5422(西周早期)

隹(唯)王龠(禴)于宗周。佶(出)饗登京年。才(在)五月既望辛酉、王令(命)士上眾史寅殷于成周、昔(穀)百生(姓)豚、眾賞卣鬯・貝、用乍(作)父癸宝鬲彝。臣辰冊冊。

このへ士上卣の場合、周王が士上と史寅を成周に派遣して殷祭を行わせ、それに会同した百姓に卣鬯・貝を賞予したことを記しているが、百姓が賜予を受けるのは、このような大会同に参加したときであると考えられる。銘文中の「合」は「際会」の義である。したがって、⑤は、会同のような場で百姓が賜予に与った際に頰も賜予されたので、それに応えてこの祭器を作ったのである。

⑥へ尹氏貯良簠〉《集成》4553(西周晚期)

尹氏貯良、乍(作)旅匡(筐)、其万年子子孫孫永宝用。

⑥も被動態で書かれている。「良」は「管子」戒に「以財予人者、謂之良」という良、即ち財である。したがって、⑥は尹氏が財を賜予されて、この旅筐を作ったと記しているのである。

⑦へ肇貯斝〉《集成》4047(西周中期)

肇貯眾(衆)子鼓罍、寿(鑄)旅斝、隹(唯)巢来钺、王令(命)東宮追呂(以)六卣(師)之年。

⑦も被動態で書かれている。「眾(衆)」は「隸」のこと。「爾雅」釈獸に「狸子、隸」と云う。したがって、⑦

は、田獵に参加した□が、獲物の狸子と狩獵用の鼓と網を賜予され、それに応えて旅殿を鑄造したということを記しているのである。

次に「三年衛盃」へ「五祀衛鼎」へ「俎生殷」とその解釈に関連する「中甗」を一挙に検討しよう。

⑧「三年衛盃」《集成》9456（西周中期）

隹（唯）三年三月既生霸壬寅、王再（称）旂于豊。矩白（伯）庶人取堇（瑾）章（璋）于裘衛、才（裁）八
十朋、卒（厥）貯、其舍田十田。矩或（又）取赤虎（琥）両、麀犇両、犇（賁）輪一、才（裁）廿朋、其舍田
三田。裘衛廼毘（矢）告于白（伯）邑父・燮（采）白（伯）・定白（伯）・單白（伯）。廼令（命）參（三）又
（有）嗣（司）、嗣（司）土（徒）微邑・嗣（司）馬單旗（旗）・嗣（司）工（空）邑人般。眾（逮）受田、豳
・赳・衛小子繇（繇）逆、者（諸）其鄉（饗）、衛用作（作）朕文考惠孟宝般（盤）、衛其万年、永宝用。

この⑧には、前後二度の売買が記されている。最初の売買は矩伯の代理人である庶人が裘衛から瑾璋を買い取った件、二度目の売買は矩伯が裘衛から赤琥二、麀賁二、賁輪一をまとめて買い取った件である。この売買と「在八十朋」と「在廿朋」が物品のそれぞれの総額であることについては、従来から異論がない。この売買において二度使用されている舍が予の義であることは、次の用例から確認できる。

・「令鼎」《集成》2803（西周早期）

…王曰、令眾奮、乃克至、余其舍（予）女（汝）臣卅家。…

・「癩鐘」《集成》246（西周中期）

…武王則令周公舍（予）寓（寓）呂（以）五十頌処、…

・「史牆盤」《集成》10175（西周中期）

…武王則令周公舍(予)宇于周卑処、…

・〈散氏盤〉《集成》10176 (西周晚期)

用矢戣(撲)散邑、廼即散用田、…矢舍(予)散田、

〈令鼎〉は藉田からの帰りに王車との競争を賭け、令と奮に「無事に至れば、汝に臣三十家を賜予する」と言ったもの、〈癩鐘〉は武王が癩の烈祖に五十頌処の寓を賜予するように周公に命じたという歴史上の事実を記したもの、〈史牆盤〉は同じことを「周の卑処」に与えたと表現を改めたもの、〈散氏盤〉は矢が散の邑を侵害し、その賠償として矢が散に田を予えたことを記したものである。

⑧では貯は名詞に用いられているが、次の⑨では動詞に用いられている。

⑨ 〈五祀衛鼎〉《集成》2832 (西周中期)

隹(唯)正月初吉庚戌、衛呂(以)邦君厲告于井(邢)白(伯)・白(伯)邑父・定白(伯)・隰白(伯)・白(伯)俗父、曰、「厲曰、『余執斲(共)王卹(恤)工于邵(昭)大室東逆(北)、斃(營)二川』。曰、『余舍女(汝)田五田』。正廼訊曰、「女(汝)貯田不(否)」。厲廼許曰、「余審貯田五田」。井(邢)白(伯)・白(伯)邑父・定白(伯)・隰白(伯)・白(伯)俗父廼顙(構)。事(使)厲誓。廼令(命)參(三)又(有)嗣(司)、嗣(司)土(徒)邑人越・嗣(司)馬頰人邦・嗣(司)工(空)陶矩・内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田。乃舍雙于阜(厥)邑、阜(厥)逆(北)疆(疆)眾(逮)厲田、阜(厥)東疆(疆)眾(逮)散田、阜(厥)南疆(疆)眾(逮)散田、眾(逮)政父田、阜(厥)西疆(疆)眾(逮)厲田。邦君厲眾(逮)付裘衛田、厲弔(叔)子夙・厲又(有)嗣(司)繻(申)季・慶癸・幽表・荊人敢・井人倡摩・衛小子、者(諸)其郷(饗)餼(賸)。衛用乍(作)朕文考宝鼎。衛其万年永宝用。隹(唯)王五祀。

「貯」と「服」

⑨は、裘衛が邢君厲を邢伯・伯邑父・定伯・隰伯・伯俗父に告発したことから文は始まる。次いで記す告発のうち最初の曰以下は、厲が「共王関係の工事を昭大室の東北で実施し、その際に二川の改修工事をする」と告げたもので、事件の発端である。二つ目の曰以下は、その改修工事によって裘衛に何らかの損害を与えるので、その補償として、厲が「汝（裘衛を指す）に田五田を舍（予）える」と補償内容を伝えたものである。正廼許曰以下は邢伯らが厲に訊問した言葉で「田五田を予えるか否か」という意味である。続く曰以下は厲が訊問に答えた言葉で、「余審貯田五田」は、「余は確かに田五田を予える」という意味である。だが、厲はその減額を申し立てたのか、五田に相当する価値を有する四田を引き渡すことにしたのか、田四田を引き渡している。以下は実地検分による田四田の裘衛への引き渡しの実務が記してある。

⑩ 〈棚生段〉《集成》4263（西周中期）

隹（唯） 正月初吉癸巳、王才（在）成周。格白（伯）爰（受の譌）良馬乗于棚生。阜（厥）貯卅田。則析。

格谷・杜木・遽谷、旒菜、涉東門。阜（厥）書史戡武立（莅）盟（歃）成壘（鬲）。鑄保（宝）段、用典格白（伯）田。其万年子子孫孫永保用。

⑩では、まず格伯が良馬乗を棚生から受け取ったことを記している。良馬乗と引き替えに田を渡すことについては「厥貯卅田」とだけ書いて、動詞の「舍」字は用いていない。この「厥貯卅田」の貯は主語、「卅田」は述語（謂語）であり、「格伯が予える物は三十田」という意味である。この文は動詞「舍」を省いているのではなく、必要としないから書いていないのである。⑧の「厥貯、其舍田十田」の場合は、「厥の予える物として、田十田を予える」という意味である。予の義が前後に二度使用されていることは不思議かもしれないが、最初の貯（予）は「所予之物」という意味で、田十田が引き替えに予える物であることを表現している。このことは黄盛璋氏が既に指摘している。⁷¹黄盛璋

氏はさらに貯は「上から下」に予える賜予の義であるとしているが、これもこれまで検討してきた金文の用例から見ても頷ける指摘である。「厥貯、其舍田十田」のような表記法は当時は一般的であつたらしく、類似した表記が〈中甌〉にも見える。

・〈中甌〉《集成》949（西周早期）

王令（命）中先眚（省）南或（国）貫行、執屮（屮）才（在）𠂔（鄩）。史兕至、𠂔（以）王令（命）曰、「余令（命）女（汝）史（使）小大邦、𠂔（厥）又（侑）、舍女（汝）芻量（糧）、至（致）于女（汝）賡（償）小多□」。……〔全文は⑫〕

〈中甌〉は昭王南征時のことを記していると考えられている。銘文によると、中が命によつて南国を省察し、途中で鄩国に滞在していると、王の使者史兕が、新たな王命を持つて来訪してきた。新命中の「余命汝使小大邦」は、「先に南国の小大の諸邦に使者として赴かせた」という意味で、前命の確認である。新命中の「侑」は『爾雅』積謁に「侑、報也」とあるように、報侑の報という義である。したがつて、摹本で□部分が明確ではないが、「厥侑、舍汝芻糧、致于汝賡（償）小多□」は、ほぼ「報侑として汝に芻糧を与えるので、汝の少多の□の償いとせよ」という意味となる。この部分の前半「厥侑、舍汝芻糧」は「汝」という間接目的語を除けば、「厥貯、其舍田十田」と全く同じ文構造をしているが、これは芻糧が「所報之物」であることを表現しているのである。

こゝまで論じた〈三年衛盃〉〈五祀衛鼎〉〈𠂔生毀〉〈中甌〉の賜予関係箇所を列記すると、

〈三年衛盃〉 厥貯、其舍 田十田

其舍 田三田

〈五祀衛鼎〉 舍汝田五田

〔貯〕と〔服〕

貯 田五田

〈棚生毀〉

厥貯、

卅田

〈中甗〉

厥侑、

舍汝芻糧

となる。こう並べて見ると、〈五祀衛鼎〉の「貯田五田」に用いられている動詞の貯が舍と同義であることが改めて確認できるはずである。

第二節 貯 — 貯積 —

上節で貯・予の通用から貯を予の義に用いている金文の用例を検討してきたが、ここから金文中の残りの貯の用例を検討する。

⑪ 〈沈子也毀蓋〉《集成》4330（西周早期）

也曰、拝頭（稽）首、敢取卽（昭）告、朕吾考令（命）乃鵬（嬪）沈子乍（作）紉（縊）于周公宗、陟（升）二公。不敢不紉（縊）。休同公克成妥（綏）吾考、呂（以）于頭頭受令（命）。烏虜、佳（唯）考[□]又念自先王先公、迺妹（昧）克衣（殷）、告刺（烈）成工（功）。馭（嗟）、吾考克淵克乃沈子、其顛衷（懷）多公能福。烏虜、沈子妹（昧）克蔑（蔑）、見猷（猷）于公休。沈子肇敷（疋）狃（搜）貯蓄（穡）、乍（作）茲毀、用裁（始）郷（饗）己公、用恪（格）多公、其卂（揚）哀（愛）乃沈子也唯福、用水（順）霽（靈）令（命）、用妥（綏）公唯寿。也用衷（懷）妖朕多弟子我孫、克又（有）井（型）敷（効）懿父、迺是子（孳）。

⑪は極めて難読であるが、その前半部にはほぼ次のようなことが記してある。亡父の命により沈子也が周公の宗廟

で縊（唐蘭説では裸祭）をした。その際に同公から亡父を安んじる命を賜わり、亡父が克商を成し遂げた先公先王を称えていたことに思いが及ぶ。そして先祖の多公が福を与えてくれたお陰で、自分が同公の命を受けたとする。次いで、この殷を作ったことを「沈子肇敷狃貯齋、作茲殷」と記してある。この部分について唐蘭氏は、敷に「説文」：「敷、尽也」、狃に「狃從丑、丑与又字・寸字都是一字。因此、狃与狩實際是一字。此説為搜、《方言》二：『求也』、貯齋に「貯齋是蓄積、《説文》：『貯、積也』。《方言》：十二「齋、積也」と注し、「沈子開始尽搜蓄積、做這個籩」と解している⁽⁸⁾。唐蘭氏のこの解釈は正しいと思う。貯（積）は「左伝」僖公三十三年の「居則具一日之積」の杜預注に「積、芻米菜薪」とある芻・米・菜・薪であり、齋（穡）は「説文解字」禾部に「穡、穀可収曰穡」とある穀である。沈子也は芻・穀米・菜・薪から売れる物を搜して売り、その利益でこの殷を作ったのである。

⑫〈中顛〉《集成》949（西周早期）

王令（命）中先嘗（省）南或（国）貫行、執屮（屮）才（在）𠄎（鄩）。史兕至、呂（以）王令（命）曰、余令（命）女（汝）史（使）小大邦、𠄎（厥）又（侑）、舍女（汝）芻量（糧）、至（致）于女（汝）賡（償）小多□。中嘗（省）自方・舜（鄧）・迺（朝）・□・邦、才（在）𠄎（鄂）自（師）師（次）。白（伯）買父□呂（以）𠄎（厥）人戍漢中州、日段、日旒。𠄎（厥）人□甘夫、𠄎（厥）貯齋（吝）。言曰、賚（賦）□貝。日（駟）伝□王□、休緯（肆）肩（任）又（侑）羞余、□对用乍（作）父乙宝彝。

⑬の前半部については上述した。ここでは後半部を検討する。

王から南国の省察を命ぜられた中は方・舜（鄧）・迺（朝）・□・邦を経て鄂の師次に到着した。⁽⁹⁾次いで、伯買父が人を率いて漢水の中州の段と旒を戍守していたことを記し、さらに「厥人□甘夫、厥貯齋。言曰賚□貝」と続く。

この「厥人□甘夫」の厥は伯買父を指し、「人□甘夫」は伯買父が中州を戍守するために率いている人数である。

基本なので判然としないが、□は「百又」ではなからうか。「厥貯斃」の貯は⑫の貯糧と同様に芻・穀米・菜・薪のことで、各（斃）は、「荀子」解蔽の「無邑憐之心」の楊倞注に「憐説為吝」とある「吝」に訓み、「顔子家訓」治家
 に「吝者、窮急不恤之謂」とある、窮急・窮乏の状態を云う。實は、「説文解字」貝部に「實、南蛮賦也。从貝、宗
 声」、「晋書」李特載記に「巴人呼賦為實、因謂之實人」とあるように賦の現地語である。この場合の賦は「莊子」齊
 物論の「狙公賦茅」の成玄英疏に「賦、付与也」とある付与の義である。したがって、「厥人□甘夫、厥貯斃。言曰
 實□貝」は「戍守の人が□（百又？）二十人もいるので、芻・穀米・菜・薪が窮乏してきた。それで『購入するた
 めの費用として』□や貝を付与して欲しい」と想えた」という意味である。

「日伝□」の日は『説文解字』馬部に「駟、駟伝也、从馬、日声」とある駟の仮借、伝は駟伝の伝である。朱駿声
 の通訓定声では「車曰駟曰伝、馬曰駟曰遽」と、車の駟伝と馬の駟伝を区別している。朱説に従えば、「日（駟）伝
 □王□」は、この要求を車で通伝して王所に報告したという意味であろう。肆（肆）は「左伝」昭公三十年「若為三
 師以肆焉」の杜預注に「肆、猶勞也」と云う勞の義、肩は「尚書」盤庚下「朕不肩好貨」の孔安国伝に「肩、任也」
 と云う任の義なので、休以下は、王が任務を勞い、膳羞を賜予したのに応え、この器を作ったという意味である。こ
 の⑫は、貯が貯積であることだけでなく、西周時代に駟・伝という駟伝が実在したことをも証している点で重要であ
 る。

⑬ 〈善夫山鼎〉《集成》2825（西周晚期）

隹（唯）三十又七年正月初吉庚戌、王才（在）周各囿室。南宮乎（呼）入、右善（膳）夫山、入門、立中廷
 （庭）、北郷（嚮）。王乎（呼）史華作令（命）山。王曰、山。令女（汝）官（管）嗣（司）飲獻人于冕、用乍
 （作）憲司貯。女（汝）敢不善。易女（汝）玄衣・黼屯（純）・赤市（紱）・朱黃（璜）・綠（纓）旂。山拜頤

(稽)首、受冊、佩以佶(出)。反入葶(瑾)章(璋)。山敢对揚天子休令、用乍(作)朕皇考甲(叔)碩父墮鼎。用醵匈眉寿綽綽、永令靈冬、子子孫孫永宝用。

《銘文選》は膳夫山への王命を、飲は地名、晁は飲の地名、献人は『尚書』大誥の「民献」で士大夫、憲は『左伝』襄公二十八年の「此君之憲令」の憲で法令、貯は貯積で、司貯は賦税囤蓄の官員を管理することと解している。晁と憲は確かにその通りであると思うが、他については少しく疑問がある。膳夫は、『周礼』天官・膳夫によれば、王の食・飲・膳・羞を管掌する職であり、金文の「飲」は例えば〈余購逖兕鐘〉(《集成》183、184、185、186)の「渠我父兄、飲訶(歌)逖(舞)」のように飲酒の義なので、「飲献人」は酒を作り献上する人即ち釀造人、貯はその原料になる積(穀粟)を蓄蔵している倉廩であると思う。したがって、「令汝官(管)嗣(司)飲献人于晁、用作憲司貯」は、「晁の釀造人を管司し、その守るべき法令を作り、穀粟の倉廩を司れ」と解すべきである。

⑭ 〈毛公鼎〉《集成》2841 (西周晚期)

……、王曰、父庠、今余佳(唯)黼(申)先王命、命女(汝)亟(極)一方、宏我邦我家、女(汝)頤于政、勿讎(雍)逮、庶人貯(積)、母敢髡(供)窶(囊)、髡(供)窶(囊)迺救(侮)鰥寡、善効乃友正、母敢涵于酉(酒)、女(汝)母敢豢(墜)、才(在)乃服、鬲(恪)夙夕、敬念王畏(威)不賜(易)、女(汝)母弗帥用先王乍(作)明井(型)、俗(欲)弗吕(以)乃辟函(陷)于躋(艱)、王曰、父庠、……

⑭の「庶人貯母敢髡窶」の庶人貯は、庶人が所有している貯積(穀粟)のこと。窶は、囊と互訓(『説文解字』木部に「窶、囊也」、「囊、窶也」と云う)し、『周易』坤「六四、括囊、無咎無誉」の孔穎達疏に「囊所以貯物」、「管子」任法「皆囊於法以事其主」の尹知章注に「囊者、所以斂臧也」とあり、収斂して貯蔵している物、即ち上文の貯積と同義である。

「枚(侮)鰥寡」は『尚書』康誥「不敢侮鰥寡」の「侮鰥寡」に相当する。孔安国伝は「不慢鰥夫寡婦」と云うが、『説文解字』人部の「侮、傷也」の方が意が通る。鰥寡は具体的に鰥夫寡婦を指すのではなく、働き手が少ない貧窮者の象徴的表現であろう。

したがって、「庶人貯(積)母敢孽(供)棗(囊)、孽(供)棗(囊)迺枚(侮)鰥寡、善効乃友正、母敢湏于西(酒)」は、「庶人の貯積(穀粟)は、その貯蔵物を供出させてはならない。貯蔵物を供出させたら、貧窮者を毀傷することになる。汝の僚友と正長によく倣い、酒に沈湎してはならない」という意味である。この王命には飲酒の戒めも含まれているが、むしろ重点は庶人が所有している穀粟からの苛斂誅求を戒めることにあつたと思われる。

⑮ 〈兮甲盤〉(宣王五年)《集成》10174

佳(唯)五年三月既死霸庚寅、王初各(格)伐戡(獵)軌(狃)于罍廬。兮甲从王折首執嚙(訊)。休亡敗。王易(錫)兮甲馬四匹・駒車。王令(命)甲政(征)辞(治)成周四方賈(積)、至于南淮戸(夷)。淮戸(夷)旧我貞(帛)晦(賄)人。母敢不出其貞(帛)其實(積)其進人。其貯母敢不即(就)師(次)即(就)市。敢不用令(命)、則即井(刑)屨(撲)伐。佳(唯)我者(諸)侯百生(姓)、卒(厥)貯母不即(就)市、母敢或(有)入緜(蜜)安貯、則亦井(刑)。兮白(伯)吉父乍(作)般(盤)、其眉寿万年無疆(疆)、子子孫孫永宝用。

王命は、成周の四方の積を徴収し、南淮夷にまで及べという命令から始まる。

「淮夷旧我貞晦人。母敢不出其貞其積其進人」は、淮夷は昔から貞・晦を貢納する義務を有するので、其貞・其貯・其進人を出さなくてはならない、という意味である。

貞は〈乖伯毀〉(《集成》4331)「二月、眉教至見、献賈」に賈に作るように帛字の別体である。晦は、『儀礼』聘礼

「賄、在聘于賄」の鄭玄注に「古文賄皆作悔」とあり、「賄」と通用する。賄は、「爾雅」釈言「賄、財也」の郝懿行義疏に「財、賄実泉帛穀粟之通名矣」とあり、一般には泉帛穀粟のことであるが、この晦（賄）は田を意符にしているので、田と関係ある穀粟のことであると考えられる。積（穀粟）は上文の晦と同じ。進人には「力役の征」という解釈がある。⁽¹⁰⁾確かにその可能性は否定できないが、進には進上の義があるので、貢物を進上するための運搬人というのではなからうか。上文の貞晦には人或いは人力の貢納が含まれていない。貢納には運搬が必要であるが、後世でも運搬は納入する側が負担しているので、南淮夷は貢物の献上とその運搬人の提供が義務として課されていたのだと思う。

「其貯毋敢不即（就）師（次）即（就）市。敢不用命、則即（就）井（刑）撲伐」は、貯は師（次）と市に供出しなければならぬ、もし供出しなかつたら刑を適用して撲伐する、ということである。ここにいう貯は、上文の晦・積と同じ穀粟。師（次）は、⁽¹²⁾〈中甌〉に「在鄂自（師）師（次）」とあるように、「左伝」莊公三年「凡師一宿為舍、再宿為信、過信為次」に云う次で、軍の駐屯地である。

高明氏は「凡我諸侯・百姓倣賣買不就市、或入蛮邦從事不⁽¹¹⁾正当貿易者、同受刑罰処罰」と解するが、⁽¹¹⁾売買するのであれば、市で売買するのが当然なので、当然のことをことさらに求めたとは思えない。

『周礼』地官・遺人に

遺人掌邦之委積、以待施惠。郷里之委積、以恤民之難阨。門閭之委積、以養老。遠郊里之委積、以待賓客。野鄙之委積、以待驛旅。閭都之委積、以待凶荒。凡賓客・会同・師役、掌其道路之委積。凡国野之道、十里有廬、廬有飲食、三十里有宿、宿有路室、路室有委、五十里有市、市有候館、候館有積。とあり、鄭玄注に

廬若今野候、徒有資也、宿可止宿、若今享有室矣。候館樓可以觀望者也。一市之間有三廬一宿。凡委積之事、巡而比之、以時頒之。

とあるように、周代の市は、交通・輸送路に沿った大邑や小邑にほぼ五十里ごとにあつたと伝えられる。そこには候館と呼ばれる旅舎があり、委積（芻・穀粟・薪など）が蓄えられていたと云う。⑮の「其貯毋敢不即師（次）即市」とは、それら市の候館と周の派遣軍の駐屯地である次に貯（穀粟）を供給しなければならないということである。前者は貢納品の輸送や王使の通行を保障するためであり、後者は軍の行動の自由を確保するためであり、いずれも王と周のために採られた措置である。続く「敢不用命、則即刑撲伐」は、その義務を果たさなかつたら種々の支障が起るので、重罪に処し、征伐するというものである。このようなことが改めて強調されているのは、これらの義務が果たされない場合があつたことを示している。

なお、⑮の「其唯我諸侯百姓」以下については後述する。

⑯へ頌壺へ《新収》1962（西周晚期）¹²

隹三年五月既死霸甲戌、王才（在）周康邵宮。旦、王各大室、即立。宰弘右頌、入門、立中廷。尹氏受王命（命）書。王乎（呼）史虢生、冊命（命）頌。王曰、頌、令（命）女（汝）官（管）嗣（司）成周貯廿家、監嗣（司）新造貯、用宮御。易女玄衣・黼屯・赤市・朱黃（璜）・緹（鑿）旂・攸（鑑）勒、用事。頌拜稽首、受令（命）書冊、佩以出、反入葶（瑾）章（璋）。頌敢對揚天子不顯魯休、用乍（作）朕皇考鞶叔・皇母鞶始宝罍壺。用追考、葡匈康窳屯（純）右（佑）、通彖（祿）永令（命）。頌其万年眉壽、峻臣天子、霽（靈）冬（終）。子子孫孫宝用。

銘文中の貯は、助数詞「家」の使用から分かるように穀粟を貯蔵しておく倉廩である。したがって、「命汝管嗣成

周貯甘家、監嗣新造貯」は、「成周の既存の二十棟の倉廩を管嗣(司)する外に、新しい倉廩の建設を監督・管嗣せよ」という意味である。

第三節 貯と服 — 貢納 —

行論の都合上から上記の二節で扱い残した部分を検討する。

⑰では「命汝管嗣成周貯甘家、監嗣新造貯」に続いて「用宮御」と命じているが、これは貯の貯蔵物を「宮御」に用いよという意味である。この時の御は、『荀子』大略「天子御璉、諸侯御茶」の楊倞注に「御、服皆器用之名、尊者謂之御」、「尚書」顧命「御王冊命」の蔡沈集伝に引く蘇氏の説に「凡王所臨、所服用皆曰御」とあるように、天子の服用・器用を云う。したがって、「用宮御」とは貯積を宮中と王の用に供せよ、という意味である。この「用宮御」という語は近出の〈速盤〉と〈四十三年速鼎〉にも見える。

⑰ 〈速盤〉〈新収〉 757-1-3

……王若曰、速。不(丕) 頤文武廩(膺) 受大令(命)、匍(敷) 有四方、則繇(繇) 佳(唯) 乃先聖考夾
盥(召) 先王、鼻(勳) 堊(勤) 大令(命)。今余佳(唯) 丕(經) 乃先祖考、繇(申) 稟(就) 乃令(命)、
令(命)(汝) 疋(胥) 燮(榮) 兌鞫(撰) 嗣(司) 四方具(虞)・蓄(林)、用宮御。易(錫) 女(汝) 赤市
(紘)・幽黃(衡)・攸(篋) 勒。迷敢对天子不(丕) 頤魯休、揚用乍(作) 朕皇考隣般(盤)。用追享考(孝)
于前文人、前文人嚴才(在) 上、趨才(在) 下、豊豊穰穰、降迷魯多福、眉寿綽綽、受(授) 余康虔屯
(純)、通柔(祿) 永令(命) 靈(靈) 冬(終)。速眈(峻) 臣天子。子子孫孫永宝用享。

⑬ 〈四十二年速鼎〉《新収》747-1-2、748-756

佳(唯) 卅又三年六月既生霸丁亥、王才(在) 周康宮穆宮。旦、王各(格) 周廟、即立(位)。嗣(司) 馬
 寿右吳(虞) 速、入門立(位) 中廷(庭)、北鄉(嚮)。史泮受(授) 王令(命) 書。王乎(呼) 尹氏冊令
 (命) 速。王若曰、速。不(丕) 顯文武雁(膺) 受大令(命)、匍(敷) 有四方、則繇(繇) 佳(唯) 乃先聖考
 夾盥(召) 先王、彛(勳) 莖(勤) 大令(命)、奠周邦。肆(肆) 余弗望(忘) 聖人孫子、昔余既令(命) 女
 (汝) 疋(胥) 燮(榮) 兌鞅(摠) 嗣(司) 四方吳(虞)・釐(林)、用宮御。今余佳(唯) 丕(經) 乃先祖考
 有彛(勳) 于周邦、讎(申) 稟(就) 乃令(命)、官(管) 嗣(司) 曆(歷) 人、毋敢妄寧、虔夙夕、衷(惠)
 讎(雍) 我邦小大猷、雩乃專政事、毋敢不肅不井(型)。……

いずれの場合も、四方の虞・林の管司と、その管司から得た物を宮御に用いよと命ぜられている。西周時代の虞・林の職務内容を記した金文はないが、その職が供する物は『周礼』地官の山虞・林衡・川衡・沢虞から推測できる。鄭玄注によれば、山虞・林衡は木材、川衡は魚鱸蜃蛤、沢虞は皮角珠貝・芹茆菱芡である。これらのうち蔬菜類・魚類などの生ものはすぐ消費される物であるが、その他の長期蓄蔵に耐える物は穀粟と同様に成周の倉廩に蓄蔵され、時に応じて服用・器用の材料として使用されたと考えられる。

ここで注目したいのは、周邦内の虞・林を管轄する虞速が「四方」即ち周邦外の虞・林をも管司するように命ぜられていることである。同様に⑮でも、兮甲は「四方」の積の徴収とその管司を命ぜられている。これらは、周王が周邦内だけでなく、邦外の農穡の利と山林川沢の利を徴収する権利を有していたことを示している。これに関連して〈作冊令方彝〉を見てみよう。

①9 〈作冊令方彝〉《集成》 9901 (西周早期)

隹(唯) 八月、辰才(在) 甲申、王令(命) 周公子明保尹三事四方、受(授) 卿事寮。丁亥、令(命) 矢告
𠄎(于) 周公宮、公令、诰(出) 同卿事寮、隹(唯) 十月月吉癸未、明公朝至𠄎(于) 成周、诰(出) 令
(命)、舍三事令。眾卿事寮眾者尹眾里君眾百工眾者(諸) 侯侯田男。诰(出) 四方令(命)。既威令(命)、甲
申、明公用牲𠄎(于) 京宮、乙酉、用牲𠄎(于) 康宮、咸既、用牲𠄎(于) 王、明公婦自王、明公易九師鬯金
牛、日用禘(祓)、易令鬯金牛、日用禘(祓)、廼令(命) 曰、今我唯令女二人、亢眾矢爽(尚) 𠄎(左) 右𠄎
(于) 乃寮、𠄎(以) 乃友事、作冊令、敢明公尹𠄎(厥) 室、用𠄎(作) 父丁宝鬯彝、敢追明公賞𠄎(于) 父
丁、用光父丁 鳥冊

この①9には、周公の子の明保が周王の命によって成周に赴いて三事令と四方令を發布したことが記してある。こ
に見える三事令・四方令は周の政治・軍事・経済に関する根幹的な法令であった可能性が高い。さもなくば、卿事
寮以下の百官や諸侯たちをわざわざ成周に動員してまで発布したはずがない。三事とは参有嗣(嗣土・嗣馬・嗣工)
を指す。その中の嗣土には〈免簠〉に、

・〈免簠〉《集成》 4601 (西周中期)

隹(唯) 三月既生霸乙卯、王才(在) 周。令(命) 免𠄎(作) 嗣(司) 土(徒)、嗣(司) 奠(鄭) 還(鼎)
𠄎(林) 眾𠄎(虞) 眾牧。易(錫) 𠄎(織) 衣・緜(鑿)。对揚王休、用𠄎(作) 旅𠄎(彝)。免其万年永宝用。

とあり、属下に林と虞の職がある。①9によると、この嗣土の属下の虞職にあつた虞迷が四方の虞・林の管司をも命
ぜられている。これは参有嗣が属下を通じて四方をも管理していたことの一端を現したものであろう。周邦内を管司
する参有嗣がその属下を通じて四方をも管司する。このような支配体制になつていたので、三事令と四方令が同時

に、しかも百官だけでなく、諸侯立ち会いのもとで同時に発布・施行される必要があったのである。

話題を戻そう。⑩の場合、新設の倉廩を加えて最終的に幾つになったかわからない。しかし、かなりの数に上ったことが想像される。この倉廩群はその数の多さから秦の敖倉を想起させる。敖倉は、『史記正義』に引く括地志に「敖倉在鄭州滎陽西十五里。渠門之東北臨汴水、南帶三皇山、秦時置倉于敖山、名敖倉云」とあり、天下の穀粟を集めた倉庫群があったところである。成周の倉廩群は秦の敖倉とは比較にならないくらい小規模である。しかし、地理的には同じく中国中央部にあるので、中国全土から穀粟を集めた敖倉と同じ機能を有するものであった可能性がある。

次に⑮の後半部を検討する。「唯我諸侯百姓、厥貯毋不即市」の即市とは、上述したように候館へ芻・穀粟・菜・薪を供給せよという意味である。したがって、この部分は交通・輸送路の確保は重要なので、諸侯も百官も供出しなければならぬ、ということである。

定王使单襄公聘于宋。遂假道於陳、以聘於楚。火朝覲矣、道弗可行也。候不在疆、司空不視塗、沢不陂、川不梁、野有庾積、場功未畢、道無列樹、墾田若藝、膳宰不致饌、司里不授館、国無寄寓、渠無施舍、民将築台于夏氏。

【国語】周語中に見えるこの説話には、夏姫の乱直前に、陳に道を借りて楚に赴こうとした単公が見聞した陳の国情が描かれている。陳公が夏姫に溺れて政務を顧みなかったために、候館に穀粟が供給されず、国都にも県にも国境にも旅舎が無くなったことが記してある。旅舎への供給が途絶したら、王の使者さえこのように往来に支障を来すのである。貢の輸送はなおさらそうである。

これに続く「毋敢有入蛮安(宄)貯」の蛮は南淮夷を指す。安は宄の繁体で、『説文解字』宄部の「宄、姦也。外

為盜、内為宄」によれば、盗の義である。したがって、これは「南淮夷の領域に入つて貯積を盗むな」という意味である。西周中期以後、淮夷や南淮夷の反乱が頻発し、周がその鎮庄に奔走している様が金文に見られるが、諸侯や百姓のこのような盗賊的行為にも原因の一端があった。

⑳ 〈駒父盞蓋〉《集成》4464 (西周晚期) 1974年陝西省武功県回竜村周代遺址

隹(唯) 王十又八年正月、南中(仲) 邦父令(命) 駒父「毆(即) 南者(諸) 侯、逵(率) 高父見淮尸(夷)、阜(厥) 取阜(厥) 良(服)、莖(謹) 尸(夷) 俗、遂不敢不敬(敬) 畏王令(命)、逆見我、阜(厥) 献阜(厥) 良(服)。我乃至于淮、小大邦亡敢不攸(斂) 具(俱) 逆王令(命)」。四月翼(還) 至于蔡、乍(作) 旅盥。駒父其万年永用、多休。

⑳には、王が駒父に南諸侯に赴き、高父を率いて淮夷を視察し、その服を徴収せよと命じ、駒父が命を果たして帰つてきたことが記してある。ここに用いられている服は、周側からは徴収するもの、淮夷側からは献ずるものと表現されていることから分かるように「貢」を表す語である。㉑で見たように、淮夷の服は帛・積と進人の三者である。

㉑ 〈土山盤〉《新収》1555 西周中期

隹(唯) 王十又六年九月既生霸甲申、王才(在) 周新宮。王各(格) 大室、即立(位)。土山入門、立(位) 中廷(庭)、北郷(嚮)。王乎(呼) 乍(作) 冊尹冊令(命) 士曰、于萑侯、佺(出) 逞(徵) 蕞(都)・勗(荆) 平服、眾大廬服、履服、六・孳服。萑侯・蕞・平賓貝・金。山扞顛(稽) 首、敢对揚天子子不(丕) 顯休、用作(作) 文考釐中(仲) 宝障盤盃、山其万年永用。

㉒では、土山が萑侯を経て都以下の地に赴き、服を徴収するように命ぜられている。徴収の対象のうち都は、春秋金文では都と記される。『左伝』僖公二十五年「秋、秦晋伐都」の杜預注が「本在商密、秦楚界上小国、其後遷於南

郡都県」と云うのが正しければ、都は西周時代には商密（今の河南省浙川県の西南）にあった。荊尹は荊山の近くに在ったと思われるが地望不詳。大廬は殷代の馭方・廬方の後裔の可能性があるが、これも地望は不詳。履も孳もやはり不詳。六は『左伝』文公五年「楚人滅六」の杜預注に「六国、今廬江六県」とあり、今の安徽省六安県にあった。都と六を結ぶ線は淮水のやや南にあり、その東半分は淮水の上游とほぼ平行するので、地望不詳の国々がその線上に在ったとすれば、これらの国々は淮水の南に位置するから、南淮夷と呼ばれるものであったと思われる。とすれば、これら諸方邦から徴収される服も帛・積と進人の三者であった可能性が高い。

この服は徴収される側にとっては極めて重いものであった。

② 〈敬殷〉《集成》4323（西周晚期）

隹（唯）王十月、王才（在）成周。南淮戸（夷）遷（却）𠄎（服）、内伐洹・昴・參・泉・裕・敏・瀆（陰）易（陽）洛。王令（命）敬追邇（御）于上洛熈谷、至于伊班。彭椹（榜Ⅱ枋）藪首、執嚙（訊）𠄎、奪孚（俘）人四百、葦于燮（榮）白（伯）之所。于櫛衣、諫復付阜（厥）君。隹（唯）王十又一月、王各（格）成周太廟。武公入右敵。告禽（擒）、飛（馘）百嚙（訊）𠄎。王蔑（蔑）曆（歷）。事（使）尹氏受（授）過敵鬲圭□貝五十朋。易（錫）田于鼓五十田、于早五十田。敵敢對揚天子休。用乍（作）障毀。敵其万年子子孫孫永宝用。

銘文中の遷は、『左伝』襄公十四年「晋人謂之遷延之役」の杜預注に「遷延、却退」とあるように、「却」の義である。②は、淮夷が反乱を起こして洛水の流域に攻め入り、鎬京近くの上洛（上雒、今の陝西省商県¹³）まで侵攻したことを記しているが、これほどの反乱を招いた原因は、「𠄎（服）を遷（却）け」とあるように反乱を起こしてまで拒否しなければならぬほど重い服の負担にあった。この重い服に諸侯・百官からの略奪が加われば、その惨状は想像

に余りある。

・〈師衷毆〉《集成》4313、4314 (西周晚期)

王若曰、師衷、毆(於)、淮尸(夷)繇(旧)我貞晦(賄)臣。今敢搏(搏)𠄎(厥)衆段(夏)、反(返)𠄎(厥)工(貢)事(使)、弗速(蹟)我東或(国)。今余肇令(命)女(汝)達(率)齊市(師)・異(紀)・𠄎(萊)・𠄎(尿)殿(殿)左右虎臣、正(征)淮尸(夷)。即賢(効)𠄎(厥)邦獸(酋)、曰冉、曰癸、曰鈴、曰達。師衷虔不冢(墜)。夙夜卹(恤)𠄎(厥)牆(將)事。休既又(有)工(功)。折首執嚙(訊)、無謀徒駭(馭)、毆孚(俘)士女・羊牛。孚(俘)吉金。今余弗段(遐)組(徂)。余用乍(作)朕後男畿墮毆。其萬年子子孫孫、永宝用享。

この〈師衷毆〉には、淮夷が衆(庶)段(夏)を攻撃したこと、貢を促す使者を追い返して、東国に立ち入らせなかったこと、齊や紀などの東方諸侯を動員して淮夷を伐つたことが記されている。東方にいた淮夷の場合も、周辺庶夏を攻撃し、貢使を追い返しているので、東方諸侯からの略奪行為を受け、重い貢に苦しんでいたのである。金文の服には以下の用例もある。

⑳ 〈井侯毆〉《集成》4241 (西周早期)

隹(唯)三月、王令(命)𠄎(采)眾内史、曰、𠄎(介)井(邢)侯服。易(錫)臣三品、州人・重人・𠄎(庸)人。拜頤(稽)首、魯天子。母(周)𠄎(厥)瀕(頰)福、克奔走上下帝、無(撫)令(命)于有周。追考(孝)、对不敢冢(墜)。卽(昭)朕福盟、朕臣天子、用典王令(命)、乍(作)周公彝。

㉑ 〈番生毆蓋〉《集成》4326 (西周晚期)

不(丕)顯皇祖考穆穆克哲𠄎(厥)德、巖才(在)上、広啓𠄎(厥)孫子于下、浦于大服。番生不敢弗帥井

(型) 皇祖考不(丕) 杯(杯) 元德、用醴(申) 鬮(恪) 大令(命)、粵(屏) 王立(位)、……

②5 〈班殷〉《集成》4341 (西周中期)

佳(唯) 八月初吉、才(在) 宗周、甲戌、王令(命) 毛白(伯) 更(賡) 毓毓(城) 公服、粵王立(位) 乍(作) 四方亟(極)、秉籒(繁) 蜀巢令(命)、易(錫) 鈴勒、咸。……

②6 〈趯解〉《集成》6516 (西周中期)

佳(唯) 三月初吉乙卯、王才(在) 周。各(格) 大室、咸、井(邢) 弔(叔) 入右趯。王乎(呼) 内史冊令(命) 趯、更(賡) 阜(厥) 祖考良(服)。……

②7 〈速鐘〉《新收》772~774 (西周晚期)

速曰、不(丕) 顯朕皇考克降(隣) 明阜(厥) 心、帥用阜(厥) 先且(祖) 考政德、享辟先王。速卸于阜(厥) 辟、不敢冢(墜)、虔夙夕、敬阜(厥) 死事。天子丕(絰) 朕先且(祖) 服、多易(錫) 速休令(命)、

②8 〈親殷〉《中國歷史文物》二〇〇六年第三期、封面(西周中期)

佳(惟) 廿又四年九月既望庚寅、王在周。各(格) 大室、即立(位)、嗣(司) 工(空) 遷入右親、立中廷(庭)、北鄉(嚮)。王乎(呼) 作冊尹乍(作) 鬮(申) 令(命) 親曰、更(賡) 乃祖服、乍(作) 冢嗣(司) 馬。……

服について楊樹達は「古文服字皆用為職事之義、故旧詁多訓為事」としているが、⁽¹⁵⁾②3から②8までの銘文の場合、文義から見て確かにその義で用いられている。

服の二つの義である職と貢はかけ離れているように見えるが、「淮南子」原道「四夷納職」の高誘注に「職、貢也」とあるように、もとは同じものである。「国語」魯語上に「職貢業事之不共、而獲戾」、⁽¹⁶⁾「国語」魯語下に「昔武王克

商、通道于九夷・百蛮、使各以其方賄來貢、使無忘職業。……古者、分同姓以珍玉、展親也。分異姓、以遠方之職貢、使無忘服也、『莊子』漁父に「貢職不美」、『周礼』夏官・大司馬に「施職分貢以任国」とあるように、職貢が同義の連語になっているのもそのためである。

周邦内にいる百官や邦外にいる諸侯が「職」を以て王に服事するのに対し、さらに遠方にいる夷蛮は「貢」で以て王に服事する。その服事の仕方は違っても、王に服事すること自体には違いはない。だからこそ、職・貢は「服」と呼ばれたのである。

おわりに

金文中の貯字について、

⑲ へ 昆疋王貯鐘 へ 《集成》 46 (西周晚期)

昆疋王貯乍 (作) 穌鐘。

⑳ へ 貯子己父匱 へ 《集成》 10252 (西周晚期)

隹 (唯) 王二月、寅 (貯) 子己父乍 (作) 宝也 (匱)、其子子孫孫永用。

など固有名詞 (族徽、人名など) に使用されているものを除いて、全ての用例を検討してきた。その結果、金文の貯には、予 (予の仮借) と本義である貯積との二義しかないことが証明できたと思う。

この貯字の検討から派生して分かったことは多い。例えば、⑪からは穀粟の売買があったこと、⑫からは売買に宝貝が使用されていたことと、駟・伝という駅伝が実在していたこと、⑮からは旅舎が交通・輸送路沿いにあったこ

と、⑮⑳㉑からは淮夷や南淮夷の貢が帛・穀粟と進人であること、㉒からはその貢の徴収が反乱を招くほどの苛斂誅求であったこと、⑯からはこのようにして諸方から貢納された帛・穀粟等が成周の倉廩に集積され、宮中や王の服用に供されていたこと、⑰⑱からは参有嗣（嗣土・嗣馬・嗣工）の属下による視察と徴収を通じて周の支配が周邦を越えて諸侯国・夷狄まで及んでいたこと、㉓からは「国語」魯語下に「昔武王克商、通道于九夷・百蛮、使各以其方賄来貢、使無忘職業」とあって武王時から貢が始まったとしているが、服（職・貢）が法制化したのは周公の死後（作冊方彝）は成康期の作）に出された三事令・四方令からであること、などがある。

服には、衣服の服を除けば、「貢」と「職」の二義があった。貢の方は、淮夷の場合は帛・穀粟と進人であった。この外、嗣土の属下の虞が徴収する四方の虞・林からの産物もあった。王畿内にいる百官や王畿の内外にいる諸侯が「職」を勤めることで王に服事するのに対し、夷蛮は「貢」を出すことで王に服事し、それは王への服事ということと同じ服という語の範疇内に属することと意識されていた。

【国語】周語上に祭公が穆王を諫めた言中に

夫先王之制、邦内甸服、邦外侯服、侯衛賓服、蛮夷要服、戎翟荒服。甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王。日祭、月祀、時享、歲貢、終王、先王之訓也。

と、五服の制を記している。この五服は、従来、周人の中国中心的世界観として捉えられてきた。しかし、西周時代は祭祀に参与することが即政治に参与する時代でもあったので、「日祭」以下を、甸服である周邦内にいる百官は職を勤めることで毎日のように王に服事し、侯服である王畿内にいる諸侯は月に一度有るか無いかのような重要な政治的行事に参与することで服事し、賓服である王畿外にいる諸侯・衛（三監）は三事令・四方令の発布のような特別な政治的行事に参与することで服事し、要服にいる淮夷のような蛮夷は貢を納入する義務を果たすことで服事してい

たと解釈したら、これは服（職・貢）を通して王に服事していた西周時代の体制をそのまま表現したものになる。

註 (1) 高明「西周金文『貢』字資料整理和研究」(『考古学研究』第一輯、一九九二年)。

(2) 趙誠「二十世紀金文研究述要」、書海出版社、二〇〇三年。

(3) 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』(自家本、一八〇四年)卷四、三五頁。王国維「頌壺」(『觀堂別集補遺』、一九二七年)。

于省吾「頌鼎」(『双劍謠吉金文述』上二、一九三三年)。容庚「頌壺」(『武英殿彝器圖錄』、一九三四年)九五頁。唐蘭「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的詁文和注釈」(『文物』一九七六年第五期)、衛盂。唐蘭「用青銅器銘文來研究西周史」(『文物』一九七六年第六期)三二頁。林甘泉「對西周土地關係的幾點新認識」(『文物』一九七六年第五期)三三—三四頁。周瑗「矩伯・裘衛兩家族的消長與周禮的崩壞」(『文物』一九七六年第六期)四九—五〇頁。戚桂宴「積貯」(『考古』一九八〇年第四期)。黃盛璋「衛盂・鼎中『貯』與『貯田』及其牽涉的西周田制問題」(『文物』一九八一年第九期)七九—八二頁。劉宗漢「積貯弁疑二則」(『古文字研究』第十二輯、一九八五年)一九二頁。楊樹達「格伯毀跋」(『積微居金文說』、中國科學院、一九五二年、卷一〇)。李學勤「重新估價中國古代文明」(『先秦史論文集』一九八二年)。「魯方彝與西周商賈」(『史學月刊』一九八五年第一期)。

(5) 『集成』は『殷周金文集成』(中國社會科學院考古研究所編、修訂增補本、中華書局、二〇〇七年)の略称。以下同じ。

(6) 前掲「魯方彝與西周商賈」。

(7) 前掲「衛盂・鼎中『貯』與『貯田』及其牽涉的西周田制問題」八一頁。

(8) 唐蘭「西周青銅器銘文分代史徵」、中華書局、一九八六年、三三—三五頁。

(9) これら諸地について、唐蘭氏は方は方城(今の河南方城県)、鄆は今の湖北隨県一帶、鄧は河南鄧州市、朝は南陽郡朝陽県(今の河南鄧県の東南)、鄂は西鄂で今の河南南陽県の南であるとしている(唐蘭、前掲書、二八七頁)。

(10) 馬承源主編『商周青銅器銘文選』(文物出版社、一九八八年)三、三〇六頁。

(11) 前掲「西周金文『貢』字資料整理和研究」三〇八頁。

(12) 『新収』は『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』(鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編、芸文印書館、二〇〇六年)の略

称。以下同じ。

- (13) 前掲『商周青銅器銘文選』三、二二七頁。
- (14) 『釈名』釈天に「夏、仮也。寛仮万物使生長也」と云う。段(仮)は魚部見紐、夏は魚部匣紐。兩字は疊韻で、見・匣は旁紐となるので、通仮していたと思う。衆(庶)段(夏)は殷周系の諸国のこと。
- (15) 楊樹達『積微居小学述林』(中国科学院、一九五四年)七八頁。